



平成 24 年 9 月 20 日

各 位

会 社 名 大 幸 薬 品 株 式 会 社
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 柴 田 高
(コード番号：4574 東証第一部)
問 合 せ 先 常 務 取 締 役 吉 川 友 貞
(TEL. 06-6382-1135)

不正競争行為差止等請求訴訟の判決に関するお知らせ

当社は、平成23年10月6日付け「訴訟の提起に関するお知らせ」にて発表致しました通り、キョクトウ株式会社（以下「キョクトウ」）に対して不正競争行為差止等請求訴訟（以下「本訴訟」）を提起し、遂行していましたが、本日、大阪地方裁判所より当社の請求を棄却する旨の判決（以下「本判決」）が下されました。

当社は本判決の内容を不服とすることから、直ちに大阪高等裁判所に控訴しましたので、下記の通りお知らせ致します。

記

1. 控訴裁判所及び年月日

大阪高等裁判所 平成 24 年 9 月 20 日

2. 本訴訟の相手方

名称：キョクトウ株式会社

所在地：富山県富山市牛島新町8番10号

代表者：代表取締役社長 安村 善信

3. 本訴訟の経緯

当社は、キョクトウの製品である『正露丸糖衣「キョクトウ」90錠』（以下「本件対象製品」）が、そのパッケージデザインにおいて「正露丸糖衣S」という商品等表示を用いており、またパッケージ全体についても、別紙記載の通りであることから、キョクトウに対して、これまでに数回、任意での表示の変更を求めていました。

これに対し、キョクトウは、パッケージの一部文言の変更や表示の色の変更に応じる姿勢を見せましたが、当社が求める変更内容とは程遠いものであったため、不正競争防止法第2条第1項第1号及び第2号、第3条並びに第4条に基づき、平成23年10月6日付けで大阪地方裁判所に提訴し、本件対象製品の製造販売等の差止め及び損害賠償等を求めておりました。

しかしながら、本日、大阪地方裁判所より当社の請求を棄却する判決が下りました。

当社は本判決の内容を不服とすることから、本日付けで大阪高等裁判所に控訴したものであります。

4. 今後の見通し

本件控訴により、今後、開示すべき訴訟の進捗や業績への影響等が判明した際には速やかに開示致します。

以上

当社製品『セイロガン糖衣A』と本件対象製品

<当社製品>

<本件対象製品>



(説明)

- ① 赤色背景に白抜き表示の使用
- ② 同一文言の使用
- ③ 表面下部の欧文字背景及びゴールド色の使用
- ④ 表面下部の赤色ラインの使用
- ⑤ 同位置の錠数表示